

日本弁護士連合会第62回定期総会報告

2011年5月27日(金) 於・ホテルオークラ東京

日本弁護士連合会第62回定期総会は、2011年5月27日(金)午後0時30分から、東京都港区のホテルオークラ東京において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席442名、代理出席7,360名、会出席47名の合計7,849名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席6名の合計6名であった。

総会は、海渡雄一事務総長の司会で午後0時30分から始められた。なお、マスメディアの要望に応じ、会長挨拶まではテレビカメラによる撮影があること、写真撮影についてはプライバシー保護のため発言者等の姿をみだりに撮影しないよう協力要請してあることが併せて説明された。宇都宮健児会長が議事規程第2条に基づき開会宣言を行い、次のとおり挨拶した。

宇都宮会長 2011年3月11日、マグニチュード9.0というわが国観測史上最大の東日本大震災が発生した。この震災は、地震に加えて津波と原発事故による被害が加わり、広範囲で深刻な被害が生じている。警察庁のまとめによると、2011年5月26日までに死者、行方不明者が2万4,000人近くに達している。また、いまだ避難所等で生活されている方が10万人を超えているという被害が生じている。

改めて亡くなられた方々に対して、心より哀悼の意を表するとともに、御冥福をお祈りしたい。また、現在も過酷な状況におかれている被災者に対して、心よりお見舞いを申し上げたい。

日弁連は、震災当日、災害対策本部を立ち上げ、会員に対して義捐金を募るとともに2011年3月23日から、東京三弁護士会、日本司法支援センターと協力して、会館内において被災者を対象とする無料法律相談を開始している。また、その後も被災地の弁護士会の支援要請を受けて、日本司法支援センター等と協力して、避難所等に出向いて無料の法律相談を続けている。特に2011年4月29日、同月30日、同年5月1日は、仙台弁護士会、日本司法支援センターと協力して、宮城における95か所の避難所での無料相談を実施した。この取組には、全国の13の弁護士会から延べ305人の弁護士が参加している。この3日間で1,000件を超える相談を受け付けており、日弁連はこれらの相談の中から浮き彫りになった諸課題について、被災者救済のための積極的な立法提言、政策提言を行ってきている。特に二重ローン等の不合理な債務からの解放に関する提言についてはマスコミ等でも大きな反響を呼

び、政府や各政党でも大きな関心を持たれ、その実現に向けた動きが出てきている。また、原発事故対策についても、日弁連の政策提言は大きな反響を呼んでいる。平成23年度執行部は、東日本大震災の被災者救援、支援のための活動に全力を挙げて取り組みたい。

また、平成22年度に引き続き、市民の目線で第二次司法改革を進めることを基本方針として、諸課題に取り組んでいきたい。

2011年5月25日から、法曹の養成に関するフォーラムが始まった。この政府のフォーラムでは、給費制の問題、法曹養成の問題、法曹人口の問題などが議論される予定となっている。日弁連は、2010年に引き続き司法修習生に対する給費制が維持されるよう全力を挙げて取り組んでいく。また、法曹養成、法曹人口の問題については、2011年3月27日の理事会で採択された緊急提言を踏まえて、このフォーラムの中で日弁連の主張が実現するよう全力を挙げて取り組んでいきたい。

刑事司法改革については、2011年6月29日から法制審議会特別部会において、刑事司法全般の改革が議論される予定になっている。冤罪をなくすための取調べの可視化、検察官の手持ち証拠の全面開示、人質司法の打破等、刑事司法改革を実現させるために全力を挙げて取り組んでいきたい。折しも、2011年5月24日、水戸地方裁判所土浦支部で、布川事件に関して桜井昌司さん、杉山卓男さんに対して再審無罪判決が出されている。2010年の足利事件に続いての再審無罪判決であるが、これらの判決は刑事司法改革を行う上において、大きな追い風になっているものと確信している。

本日の定期総会においては、平成22年度の決算報告、平成23年度の予算案、平成24年度4・5月分の暫定予算案などに加えて、東日本大震災に関する1本の宣言、民事司法改革、刑事司法改革に関する2本の決議など盛りだくさんの議案となっている。十分な審議を尽くし、圧倒的な多数で採択されることをお願いして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただく。

続いて正副議長の選任手続がなされ、宇都宮会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、内田成宣会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、ほかに意見がなかったため、宇都宮会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、宇都宮会長は、議長として村越進会員（第一東京）、副議長として土井隆会員（第二東京）及び高木絹子会員（熊本県）をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、宇都宮会長から議案が提出された。

議長から議事録署名者として、山中尚邦会員（東京）、池内稚利会員（第一東京）及び米正剛会員（第二東京）の3名が指名された。

議事に入る前に、議長は、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣し、議案の朗読を省略したい旨議場に諮り、異議なく承認された。

【報告事項1】 平成22年度会務報告の件

議長は、報告事項1「平成22年度会務報告の件」を議題に供した。

竹之内明副会長から、「平成22年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

詳細については平成22年度会務報告書を御覧いただきたい。また、災害復興支援の取組、民事司法改革、刑事司法改革の取組については宣言・決議の件で議論されることになるので、それらは別にして、その他の4点について報告したい。

まず、多重債務問題の取組について、日弁連は多重債務者の救済に積極的に取り組んできたが、他方で一部の弁護士による債務整理事件の業務処理と高額報酬について、市民からの苦情が増加している。そこで2011年2月の臨時総会で、弁護士本人による面接や、報酬の上限規制等を導入する債務整理事件処理の規律を定める規程を制定した。

二つ目は司法のセーフティーネットであるが、市民の生活困窮が広がる中、日弁連は法律扶助の拡充を粘り強く求めてきた。その結果、生活保護受給者からこれに準ずる利用者へ、償還免除対象の拡大が2011年4月から実現された。また、日弁連と各弁護士会が年間17億円近くを拠出している日弁連の委託援助事業等については、2011年2月の臨時総会において、特別会費の増額を決定している。今後は、これらの公益的業務を公的資金で賄うべく、より一層取組を強めていかなければならない。

三つ目は、法曹養成、法曹人口問題の取組についてである。法曹養成の現場では、司法試験の合格率が当初喧伝された程度には達していないこと、合格率の低迷により法科大学院への進学が経済的コスト、時間、能力に比して大きなリスクとなっていること、また、修習後の就職難や企業、行政等の職域拡大の伸び悩み等により、法曹をめざす若者が減少するという悪循環が生じている。このような状況を踏まえ、日弁連は司法修習生の給費制問題について、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会、ビ

ギナーズネット等と連携して運動を展開してきた。その結果、2010年11月末、貸与制の実施を1年間延期する裁判所法の改正法が成立した。また、2011年5月に政府内に設置された法曹の養成に関するフォーラムに対応するため、同年3月の理事会で法曹養成制度の改善に関する緊急提言をとりまとめた。地域適正配置と学生の貸与制確保の観点に配慮した法科大学院の定員削減、司法試験の受験回数制限の緩和などを求めるものである。法曹人口問題については、同じく2011年3月の理事会において、司法試験合格者数を現状よりさらに相当数減員することを求める法曹人口政策に関する緊急提言を採択した。この提言は、平成22年度に立ち上げた法曹人口政策会議において、多様な意見がある中で、半年間、議論に議論を重ねてとりまとめたということの特

に報告させていただく。

最後に、男女共同参画に向けての取組について報告する。2010年12月に閣議決定された政府の第3次男女共同参画基本計画では、新たに司法における男女共同参画が盛り込まれ、2020年までに検察官、裁判官とともに弁護士における女性の割合が30%になることを期待されている。近年の女性会員数は増加がめざましく、2011年ははじめて5,000人を突破したものの、会員全体からみると、2011年4月1日現在16.8%に止まっている。日弁連の男女共同参画基本計画で、女性が1人もいない委員会を平成22年度にはゼロにするという目標を立てていたが、同年度でまだ5委員会が残っているという状況である。また、各委員会の正副委員長に占める女性会員の割合を平成23年度までに10%に増やすという目標についても、いまだ達成途上である。さらに、理事者に占める女性の割合については、2012年までに10%を目標に増加させることを期待されていたが、平成23年度の日弁連でも正副会長は女性ゼロ、理事は71名のうち5名で、いまだ7%に止まっており、平成23年度における計画達成のためには、積極的な是正措置が必要と思われる現状にある。

議長は、平成22年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

〔第1号議案〕 平成22年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成22年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、栃木敏明平成22年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

一般会計の収支全般については、前期繰越金13億538万円を除く平成22年度の

収入は49億5,406万円、支出は50億8,069万円であり、収支は約1億2,662万円の赤字となり、次期繰越金は11億7,875万円となった。

収入のうち、会費収入は、予算を1,105万円上回り、43億9,222万円となった。登録料も1,233万円上回った。出版物売上及び研修受講料等からなる事業収入は、研修受講料収入が、研修テキスト代の引き下げや研修パスポート制度の導入によって会員の負担が軽減されたこともあり、予算より2,872万円売上げが少なく、1,891万円下回った。諸受入金は、日弁連交通事故相談センター、弁護士国民年金基金等の外郭団体からの人件費の回収金であるが、予算を2,156万円上回った。預金利息の収入は、予算を15万円下回った。身分証明書の発行手数料等の雑収入は、日本知的財産仲裁センターからの返還金が平成21年度の627万円から150万円に減少する等が原因となり、予算を645万円下回った。特別会計を含む全会計で見ると、利息収入は1,646万円となっている。なお、平成22年度は特別会計からの繰入れとして、2011年3月31日をもって廃止となった弁護士補償B制度会計の資産1億4,762万円を一般会計に繰り入れた。

支出のうち、会議費は7,658万円の予算残となっている。委員会費は、15委員会で支出超過となった。人権擁護委員会は、日弁連が支援する再審事件がいずれも重要な局面を迎えたことから弁護団会議の打ち合わせ等が増加したため、消費者問題対策委員会は、独立行政法人国民生活センターを廃止し消費者庁に一元化する問題の対応等で会議旅費等が増加したため、弁護士任官等推進センターは、弁護士任官推進ブロック大会等で会議旅費等が増加したため、法科大学院センターは、法科大学院に対する経済支援制度に関するパンフレットの作成等のため、司法修習費用給費制維持緊急対策本部は、会議の開催等のためである。委員会予備費の経費からの支出については、新設委員会の法曹人口政策会議、貧困問題対策本部、若手法曹サポートセンター、司法修習費用給費制維持緊急対策本部の4委員会に必要な予算合計1億800万円を割り当てた。その結果、委員会費全体としては、10億3,102万円の予算に対して、8億2,564万円の支出となった。

事業費は、10年に一度実施される弁護士業務の経済基盤に関する実態調査などのため、情報統計室費が33万円超過したが、科目内流用で賄った。事業費全体としては、2億1,997万円の予算残となった。

事務費は、23億4,629万円の予算に対して、21億8,622万円の決算となり、1億6,006万円の予算残となった。印刷費の支出超過は、科目内流用で対処した。

一般会計から特別会計への繰入れについては、会館特別会計、法律援助基金会計、偏在解消事業特別会計及び少年・刑事財政基金会計に対し予算どおりあるいは会員数などに基づき計算された金額を支出した。

特別会計のうち、会館特別会計について、収入は会員1人あたり月額1,500円の一般会計からの繰入金5億418万円、テナント等の運営収入1,065万円、利息収

入1,231万円であり、支出は、平成22年度弁護士会館敷地使用料が改定されたことにより、敷地使用料支出が717万円の支出超過となり、備品費支出が101万円の支出超過となったが、いずれも科目内流用で賄い、他は予算内で支出し、全体として2億3,602万円だった。したがって、次期繰越金は42億2,239万円に増加した。

災害復興支援基金特別会計は、平成22年度に宮崎県の口蹄疫災害対策本部費150万円、2011年3月の東日本大震災の対策本部費2,100万円を予備費を取り崩して計上し、口蹄疫災害対策本部が78万円の支出、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部が約16万円の支出となっている。また、東日本大震災の被災者の支援のため義捐金を募集し、2011年3月31日までに3,432万円が集められた。その後も、会員をはじめ法律事務所、弁護士会、海外の弁護士会等から多くの義捐金寄せられ、同年5月24日現在1億119万円が集まっているが、これらを3分割して、日本赤十字社への寄付、被災地弁護士会への寄付及び日弁連の災害復興支援活動費用に充てることとした。また、新たに募集している復興支援のための寄付金、復興基金は、2011年5月24日現在2,039万円が集められている。

法律援助基金会計は、贖罪寄付金等の寄付金収入1億1,018万円と一般会計からの繰入金2億3,000万円との合計3億4,021万円の収入となった。支出は4億2,956万円であり、次期繰越金は1億3,616万円となった。

少年・刑事財政基金会計は、特別会費月額3,100円で10億3,574万円と一般会計からの繰入金3億5,000万円との合計13億8,574万円の収入であった。支出は12億3,397万円であり、次期繰越金は2億8,169万円となった。

また、一般会計及び特別会計の決算については、平成22年度の経理委員会の承認及び平成22年度監事による監査を経て、2011年5月6日の理事会の承認を得ていることを報告する。

続いて、議長は、平成22年度監事に監査報告を求め、白井裕子平成22年度監事から次のとおり監査報告が行われた。

帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認められた事項について説明を求めて監査した結果、平成22年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認めた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

議長は、質疑及び討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。挙

手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

〔第2号議案〕 平成23年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

〔第3号議案〕 平成24年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成23年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」、第3号議案「平成24年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

木津川迪治副会長から、第2号議案「平成23年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」、第3号議案「平成24年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

平成23年度の予算編成は、健全財政を維持しつつ直面する緊急課題に全力を挙げて取り組むことを基本方針とし、2011年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故による大災害の復興支援のため東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を立ち上げ、災害復興支援にできる限りの財政措置を講じたほか、取り組むべき喫緊の課題に限られた予算を効率的に投入することにより、着実な成果を挙げるべく、予算編成にあたった。

総収入は62億18万円であり、うち会費収入は46億5,983万円、登録料収入、出版等の事業収入等が3億6,159万円、事業活動収入は平成22年度決算より6,736万円の増加となっている。これに平成22年度の繰越金11億7,875万円をあわせて62億18万円の予算となっている。

支出では、議案書81ページ収支予算書に災害復興支援基金特別会計繰入3億円と記載されているが、当該特別会計全体では、平成22年度の義捐金収入3,432万円、2011年4月以降の目標義捐金収入6,600万円、繰越金4,458万円を含め、4億4,000万円の収入となっている。支出面では、援助費、会議費、諸雑費計1億5,000万円、予備費2億9,900万円を計上し、災害復興支援のため臨機に支出できる体制をとっている。

委員会費支出は10億3,100万円計上し、平成22年度予算と同額となっている。平成22年度決算より2億537万円の増加となっているが、人権擁護委員会の5,400万円を筆頭に81の委員会に予算を配分している。経費節減のため平成22年度に廃止もしくは統合した委員会が9委員会あるため、計上せずに済んだ委員会費は1,800万円となっている。予備費は4,966万円である。

会議費支出は2億6,617万円を計上し、各ワーキンググループの予算として役員

協議会関係費支出7,867万円を計上している。

事業費支出は、人権擁護大会に4,750万円、業務改革シンポジウムに2,850万円、研修センター事業費に1億500万円等を計上している。

広報の重要性から広報費1,800万円、会誌出版関係費1億6,530万円、新聞出版費770万円、日弁連速報関係費850万円等を計上している。また、過大請求調査のため国選特別調査費1,600万円等を計上している。

事務費支出は22億775万円で、会長、副会長、弁護士職員報酬として5億9,090万円を計上している。職員の人件費は、年々増加する事務量に高度な質の対応が求められるため、多少の増員枠をとった予算となっている。

特別会計への繰入支出は、10億8,061万円を計上している。退職手当積立金特別会計繰入支出1億5,000万円は会計基準に則ったもので、平成22年度と同額を計上している。

会館特別会計支出は会費のうち1,500円を繰り入れているもので、議案書17ページに収支計算書が記載されている。他会計からの繰入5億3,061万円は、会員の増員分を見込んで平成22年度決算より2,643万円増額している。平成22年度末の流動資産は42億5,545万円となっている。

法律援助基金会計繰入支出は、特別会費の徴収が始まるため、平成21年度以前と同様1億円の繰入れを予定している。収入は、特別会費1人あたり1,300円で4億5,310万円を計上している。この特別会計から、犯罪被害者法律援助基金会計へ7,400万円、難民認定法律援助基金会計へ6,400万円の繰入れをしている。外国人、子ども、高齢者等の事業に予算を計上しているが、法テラス委託事業への一層の御協力をお願いしたい。この会計では贖罪寄付収入を7,200万円としているが、会員の積極的な贖罪寄付への御協力をお願いする。

偏在解消事業特別会計への繰入れは、平成23年度は計上していない。この事業は2013年3月までの予定であり、平成22年度から5億9,985万円の繰越金が引き継がれているため、2年分の偏在解消事業に十分な予算があると判断した。

少年・刑事財政基金会計繰入支出も、平成23年度は特別会費の徴収が始まるので繰入れをゼロとした。平成23年度の収入は、会員1人あたり月額4,200円、合計14億6,386万円を見込んでおり、前期からの繰越金2億8,169万円を含めて17億4,555万円の予算を組んでいる。事業支出は初回接見費、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助委託事業費等14億9,834万円、予備費支出は2億4,721万円を計上している。

以上のように、平成23年度は予算上5億2,012万円の赤字となっている。災害予算の3億円を除けば約2億円の赤字予算であるが、平成22年度並みの委員会予算消化率、緊縮した予算の執行等に心がけていただければ、平成23年度は黒字決算ができるのではないかと期待しているので、無駄を省いた予算執行に御協力いただきたい。

平成24年度4・5月分暫定予算案は、一般会計収支予算案、特別会計収支予算案のいずれも平成23年度予算案の12分の2の額が計上されている。

最後に、会計規則第6条に、定期総会において予算の議決を得るときは予算の大科目内の科目の流用について承認を得ることができると定められており、2011年も大科目内の科目の流用について御承認いただきたく御提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

小川修会員(埼玉)「通信費支出の予算額2,830万円の中に、重要な事項について個々の会員の意見を聴くための通信費が含まれているか否か。含まれているとすれば、その金額はいくらか。含まれていないとすれば、他の支出科目の中に含まれているか否か。含まれているとすれば、その金額はいくらかを教えてください。」

木津川副会長「どういう場面で会員の意見を聴取するという事で御質問されているのか、まずお伺いしたい。」

小川会員(埼玉)「会員にとって重要な事項である。具体的にいえば人口問題、裁判制度問題、司法支援センター問題、今次の司法改革に関する意見の分かれるところである。」

木津川副会長「それぞれの委員会、刑事であれば刑事に関しての委員会の予算の中に含まれており、全国の会員あるいは弁護士会に対して意見照会をするという手続になっている。」

田中重仁会員(埼玉)「これから集まってくる震災の寄付金も、日赤に寄付をする予定があるのか。その根拠も教えてほしい。」

木津川副会長「義捐金の使途は、理事会で決定している。その他に日弁連の復興支援に、特に使ってほしいとして送られてきているお金もある。これについては、全て日弁連独自の復興支援のために使っていくつもりでいる。」

富澤秀行会員(仙台)「予算上、赤十字や弁護士会への寄付金をそれぞれいくらかと見込んでいるのかということと、どの科目からこれが出るのかが、よくわからない。もう1点、会議費として5,000万円という相当な金額が計上されている。寄付金等の使い方からいうと一番無駄な使い方ではないかと思うが、もしこれが旅費だけに使われるのであれば非常にもったいないと思うので、この5,000万円の主な内訳を教えてください。」

ただきたい。」

木津川副会長「会議費は、災害復興の対策本部を立ち上げた際の会議費である。関連して、原発対応のための特別チームを作る等様々なことで費用がかかるが、どの程度かかるのかわからない。また、長期戦になる可能性もある。このようなことから、とりあえずこの金額を計上したが、できる限り無駄のない予算執行をしていきたい。義捐金の平成22年度決算額は3,432万円である。平成23年度の予算額6,600万円は2011年4月以降の入金予測であり、両方で1億円になればよいということでおおむねの目標予算を組んでいる。そういう形で組んだ予算の中からこの振り分けをしている。各被災地へ送る3分の1の部分については、来週執行する予定でいる。」

近藤広明会員（第一東京）「先日、第一東京弁護士会でも総会があり、復興支援に関して6,000万の予算が計上されていると聞いた。日弁連の予算は一弁護士会の予算との対比のうえでやや少なすぎるような気がする。もう少し災害予算を計上するという可能性はないのか。」

議長「それは質問か意見か。」

近藤会員（第一東京）「意見である。」

議長「では、討論の時にもう一度お願いしたい。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

小川会員（埼玉）「現在、FAXやメールという便利なものがあるのであるから、重要な問題については個々の会員から直接意見を聴く体制をぜひ構築すべきである。旧来の執行部のやり方は、小数の者で方針を決め、これを御用委員会に落として、あとは大量の白紙委任状で落としきるといったトップダウン方式であり、自主独立人の集まりである日弁連の意思決定方式としては相応しくない。執行部におかれては、私及び多数の会員の意見を十分に受け止め、予備費を使ってでも、主人公である会員の意見を十分に拝聴することを強く求める。」

田中会員（埼玉）「この地震が起こった直後に、日弁連が口座を設けて義捐金を募った。私は、すぐに送金しようと思ったが、埼玉弁護士会も、少し日弁連より遅かったが、義捐金の口座をつくった。私は弁護士会の方がいいと思って埼玉弁護士会に寄付したが、今、日赤に3分の1行ったという話を聞いて、埼玉弁護士会に寄付してよかったと思っ

ている。なぜなら、日赤にはお金がなかなか地元に行かないという噂があるからである。また、弁護士会で寄付を募るのだから、一般的な日赤に寄付するのではなく、被災した弁護士会に寄付するべきだと思う。日赤に寄付することについては会員にいろいろな意見があると思うので、今後は被災地の弁護士会に全額を送金していただきたい。」

細見孝次会員（金沢）「キャッシュフロー計算書を見ると、正味財産は増えており、事業キャッシュフローだと2億5,000万円の黒字である。投資活動によるキャッシュフローが7億4,000万円の赤字だが、定期預金の預入支出が7億円ほど増えており、正味財産でいえば増えている。会費が上がったのは財政が厳しいからだと思っていたが、正味財産は増えており、さらに会員が増えて、収入も上がる見込みであるという中で、会費を増額する必要があったのかということをご検証していただきたい。」

議長「意見ではあるが、執行部から何か発言はあるか。」

木津川副会長「プロパーの会費の値上げでなく、特別会計の値上げが二つあったわけだが、これは時限立法で永続するものではない。いずれ法テラスの方で国の事業とすれば払わずに済むものである。また、会員数は確かに増えているが、増えている会員の会費は一般会員の会費よりかなり減額されており、それほど大きな収入増になっているわけではない。」

議長「先ほどの第一東京弁護士会の近藤会員の御発言は、震災対応の予算をもっと増額すべきだという御意見として伺うということで、よいか。」

近藤会員（第一東京）「結構である。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

まず第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて第3号議案の採決が行われ、原案及び同様の科目間の相互の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

【第4号議案】 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

澤井英久副会長から、第4号議案について、2011年10月31日に任期が満了する資格審査会及び懲戒委員会の委員、予備委員の後任の選任、2012年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員の半数及び予備委員全員、綱紀審査会委員11名のうち6名と予備委員全員の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会の選任とすること並びに委員及び予備委員が任期中に欠けた場合の補充選任についても、同様に理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

【第5号議案】 会長選挙規程(会規第19号)中一部改正の件

議長は、第5号議案「会長選挙規程(会規第19号)中一部改正の件」を議題に供し、木津川副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

会員数が非常に増え、選挙の実施に関する事務を全て執り行っている選挙管理委員会の常任委員会の手が足りなくなった。今まで委員長と14名の委員で構成していた常任委員会を、委員長1名と14人以上25人以内の委員をもって構成する形に変更していただきたい。現在常任委員会の定足数について5人以上と定められているところ、委員長プラス14名以上25人以内と変更することに伴い、これを常任委員の3分の1以上に変更していただきたい。不在者投票について、これまでの規定は5日間の不在者投票の期間のうちに「休日があるときは」と規定していたが、休日の意味合いが各弁護士会によって違っているところがあるので、これを明確にするために当該5日間のうちに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定による休日があるときは、その日には不在者投票の手続は行わないと変更したい。再選挙が行われたときに、その性質に反しない限り通常の選挙の例によるという形に変更していただきたいということ、再選挙のときに候補者が1名で、しかも通常の選挙のときに立候補された方だけであったという場合には、本人の御希望により公聴会を行わないことができるというふうに変更したい。

議長は、質疑及び討論がないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨宣した。挙手による採決の結果、第5号議案は賛成多数により可決された。

〔第6号議案〕 弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件

議長は、第6号議案「弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件」を議題に供し、澤井副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

2011年3月11日に発生した東日本大震災により、少なからぬ会員が建物の損壊等により事務所や住所の移転を余儀なくされている。このような災害等により甚大な被害を受けた弁護士である会員の登録事項の変更の際の登録料の納付の免除については、会則に規定がある。しかし、弁護士法人規程には同様の規定がない。そこで、災害等により事務所又は社員の住居に甚大な被害を受けた弁護士法人から規程第7条に掲げる事項について変更の届出がなされたときは、所属弁護士会を変更しない限り、その負担を少しでも軽減する観点から、届出手数料を免除することができるように改正を加えたものである。なお、今回の東日本大震災にも改正規定が適用できるように、附則において、2011年3月11日に遡って適用するものとした。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第6号議案は賛成多数により可決された。

〔第7号議案〕 依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第81号）中一部改正の件

議長は、第7号議案「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第81号）中一部改正の件」を議題に供し、水谷賢副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行規則が2011年3月25日に改正され、震災地域では、従前の公文書等の記録によらずに、いわゆる申告方法によって身元確認が行われている。住民票、健康保険証、運転免許証を全て紛失、流失してしまっても、被災地域ではなかなか発行できず、そのために本人確認ができないということから前述の施行規則が改正されたため、これを受けて整合性を維持するために、連合会の規程も改正したい。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承

認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第7号議案は賛成多数により可決された。

〔第8号議案〕 第63回定期総会開催地決定の件

議長は、第8号議案「第63回定期総会開催地決定の件」を議題に供し、松岡茂行副会長から、慣例では第63回の定期総会は東北ブロックが開催するという予定になっているが、東北ブロックから今年度は災害復興に全力を注ぎたいという申入れがあったため、第63回定期総会の開催地を大分県とする旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第8号議案は賛成多数により可決された。

〔第9号議案〕 宣言・決議の件「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言（案）」

議長は、第9号議案のうち「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言（案）」を議題に供した。

新里宏二副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

2011年3月11日に東日本大震災が発生した。今回の被害は地震、大津波、さらに原発事故という日本が経験をしたことのない三重の被害である。

本宣言では、復興の基本は憲法で保障する基本的人権を回復する人間の復興でなければならないとの基本を確認している。その上で、取組への決意として2点、国、関係地方自治体、東京電力への要望という形で3点を掲げている。

日弁連の取組については、関係機関と協力して無償かつ簡易にアクセスできる方法で無料法律相談を実施し、法的支援を行い、無料相談によって浮き彫りになった問題を解決するため、従来のかたわらとらわれない立法提言を行い、その実現のために全力を傾けることである。

国等への要望の部分であるが、一つは復旧・復興に向けた制度提案の視点である。被災者の意思の尊重、工程表を示すこと、希望を持って人間復興へ歩み出せるような道筋を提案すること、いわゆる二重ローンの解消についても大胆な政策を求めるものである。次に、福島原子力発電所事故への対応である。国際的関心事になっている現状を踏まえ、国際機関と連携して、一元的に迅速に正確な情報を公開する体制の整備とともに、適切な避難、避難中の十分な生活支援、避難及び屋内待避の指示を受けた者並びに自主的避

難者への十分な支援や被害補償、農漁業、観光業への風評被害を含めた補償、原子力発電所の新增設の停止、既存の原子力発電所の段階的廃止、老朽化したもの等についての速やかな停止、原子力安全行政の抜本改革としての原子力推進官庁からの独立性の確保、エネルギー政策を持続可能性を基本原則とするものに抜本的に転換し、再生可能エネルギーの推進を中核に据えることを求めている。そして、震災被害に合わせた民事扶助の充実の問題がある。被災した中小企業を含む被災者を対象とする特例措置を定め、行政手続を扶助対象に含める等対象事件の拡大、償還免除の原則化を求めるものである。

最後に、文言を調整し、17ページの2の6行目「さらに、当連合会は、住居、職業、医療」の後に「福祉」と入れ、「年金、介護」はそれに含まれるということで削除して提案させていただきたい。提案理由の23ページの「第5」の7行目も同様に訂正をしていただきたい。

議長は、本日修正された案を執行部の提案する原案と取り扱うことにつき議場に諮り、異議のないことを確認の上、修正案を原案として質疑に移る旨を宣した。

議長は質疑に入ることを宣した。

官澤里美会員（仙台）「宣言の中には、私たちの後輩として法曹になろうとしている司法試験受験生のことが触れられていないので、その救済について執行部はどのように考えているのかお聞きしたい。ぐちゃぐちゃになった部屋や家の片付け、食料調達で勉強時間がかなり割かれてしまったり、勉強に使った線などを引いた教科書やノートが駄目になったり、答案練習会なども中止されたりすれば、本来、合格水準に達したであろう受験生が力を発揮できずに不合格になることが生じる。そこで、被災地から今年については全受験生について5年3回の受験回数制限に含めないでほしいと声をあげているが、法務省は、とても冷たいと聞いている。」

議長が質問の趣旨を絞るよう促した。

官澤会員（仙台）「われわれは、世の中の役に立つ法曹になりたいと思って勉強を重ねて、地震がなければ合格点に達したであろう人を、回数制限で切って希望を絶たないでほしいと考えている。この大震災の悪影響を受けた受験生の救済について、執行部はどのようにお考えなのかお聞きしたい。」

新里副会長「仙台弁護士会の有志から、カウントすべきではないという要望書が日弁連にも届いていることは承知している。日弁連も2011年3月23日の法曹養成検討会議で議論し、少なくとも今年5年目の受験生で被災者がいれば受験回数のカウントに

ついて配慮すべきではないかとの意見もあり、司法試験委員会に非公式に伝えた。日弁連の法科大学院センターでも議論したが、他の事故やアクシデントにより受験困難な場合との公平が問題にならないかとの意見があって、受験回数制限について特例措置を求めるという結論に達しなかったということであった。この問題については、さらに執行部で検討させていただきたい。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣したところ、討論希望者が10名と確認され、時間の都合から1人3分を必ず守って欲しい旨要請した。

須山通治会員（岩手）「本宣言案に賛成する。私たちが2011年3月18日から無料の電話相談を行い、同月28日から被災地をめぐって無料の面談相談等も行ってきた。今回の宣言には、こうした無料法律相談を実施するとともに必要な法的支援を行っていくというものが含まれている。さらに、そうした無料法律相談から浮き彫りになった問題を解決するための様々な政策・立法提言などを行っていくというものが入っている。二重ローンの問題の他にも、最近の法律相談では相続問題が急増している。相続放棄の問題については、亡くなった方にどれだけの負債や財産があったのかを正確につかむことは現時点では極めて不可能に近い。相続開始を知ったときという要件を緩和しないと、これから負債だけを自然に相続してしまうということが起こり得る。行方不明者についての死亡認定の問題もある。夫婦の一方が死亡して、一方が行方不明のときに相続問題というのは極めて複雑な状況になってくる。また、震災孤児の問題もある。保険金や弔慰金等の財産管理等について、未成年後見として専門職である弁護士の役割がかなり期待されているが、身上監護という問題もある。弁護士がその辺をどう対応するのか。これまでになかった改正や新たな制度づくり等が必要になると思っている。そういった中で日弁連や皆様方の御支援をいただくためには、この宣言をできれば全員一致で決議させていただきたいと思っている。」

山崎博会員（札幌）「石炭火力発電について新增設を停止するとの点、発電と送電を分離しエネルギー製造・供給事業の自由化を促進するとの点、排出量取引制度等によってエネルギー供給の確実な低炭素化を図っていくとの点、以上3点については削除を検討いただけないか。今後のわが国のエネルギー政策のあり方については、国民の間でも多種多様な意見がある中で、強制加入団体が、ここまで具体的な宣言として世に出しているものか躊躇を覚えるからである。他の部分については賛成というか積極的に進めるべきだという意見であるが、削除を求める部分がある以上、札幌弁護士会の1票としては、このままであれば棄権という選択をせざるを得ない。」

議長「一部、削除を求めるという意見であるが、執行部のお考えがあればお願いしたい。」

新里副会長「2011年5月6日の理事会で、エネルギー政策の基本的な転換に向けた意見書を採択している。今回の決議の(6)について、十分理事会の中で御議論いただき、皆さん御納得いただいて採択したので、この部分についてはこのまま維持させていただきたい。」

議長「山崎会員の発言は、御意見としてお伺いしておけばよいか。」

山崎会員(札幌)「結構である。」

森川文人会員(第二東京)「本宣言案に反対する。原発の事故は全く収まるどころではなく、どんどん拡大している状況にある。ところが、この宣言案は、新增設を停止し、既存の原発を段階的に廃止するとしか言っていない。原発は即時廃止ということを打ち出すことが必要だと思う。原発は一旦稼働させると安定停止はあり得ない。今だって全くコントロールできていない。これまでわれわれは電力会社、政府、御用学者に騙されてきた。また、裁判所は、住民は国の安全審査の合理性を直ちに覆すものと断定できるまで立証責任を負うものだとして、結局原発を推進してきた。にもかかわらず、国や電力会社に強く求めるとするのは、全くナンセンスである。騙してきた相手に任せるのではなくて、裁判所を含めて彼らの責任を徹底的に追及するということがまず出てこなければおかしいと思う。」

菅野昭弘会員(福島県)「本宣言案に賛成する。福島県弁護士会でも、2011年7月に開かれる東北弁連大会において、この宣言で国及び東京電力株式会社に対して求めているのと同趣旨の内容の決議を予定している。東京電力原子力発電所事故により住み慣れた土地を離れ、避難している人々は約10万人にも及ぶ。無料法律相談会においては、避難した住民から避難により生活の本拠も仕事も失ったとの切実な相談が多数寄せられている。これらの人々の生活保障や生活支援の必要性は当然だと考える。また、特に福島県では大量に放出した放射性物質を何とかしなければならぬという状況にある。福島県民は今回の放射能汚染により、将来の健康被害だけでなく、多大な経済的損害も被っている。この宣言により、関係機関が被災者や被害者の権利救済に向かって迅速に動き出していただけることを願ってやまない。」

藤田城治会員(第二東京)「本宣言案に反対する。今回の震災の被害を著しく拡大させた原発政策についての政府、電力会社への批判、そして住民からの訴えをことごとく

退け、原発政策にお墨付きを与えてきた裁判所に対する徹底的批判が一言もないのはなぜか。原発被害によって苦しめられている人たちの側にこそ、日弁連は立たなければいけない。そのためには、その根本原因となっている原発政策と訣別すること、すなわち全原発を即時停止することと、これを推進してきた者たちへの徹底的な批判がなければならないと思う。無料相談、積極的政策の提言は弁護士会であれば当然のことである。しかし、それ以降のところがこの宣言案に真に被災した人の声を代弁しようという姿勢が感じられない。」

武内更一会員（東京）「本宣言案に反対する。原発による被害というものは、極めて重大な人権侵害である。福島第一原発の事故は、核兵器と同様に原発と人類とは共存できないということをはっきりさせた。この結論からすれば、原発の即時停止・廃止、これ以外の結論はない。また、裁判所こそが、原発推進にお墨付きを与え、反対運動に水をかけ続けてきた。このことを絶対許せないのが私たちの立場である。また、この宣言は、二重ローンの解消等といったが、その資金は国のほうで支援せよとっており、その負担は全て国民に行く。国の施策の不備が起こしたこの事態に対して、国民がみんな負担をせよというのは、とんでもない提言である。この提言は、国家と大企業の活動を支えて、その先兵として弁護士会が役に立つという内容のものになっている。」

山本志都会員（東京）「本宣言案に反対する。この声明案は、原発は絶対安全だとか、クリーンでエコというデマを流してきた国、東京電力に対して段階的廃止を求めているが、そういうことで廃止が実現できるはずがない。すぐにこの原発を止めなければならないというのは、市民の声だと思う。人類と原子力は共存できないのだということを改めて考える必要があるわけであって、そういう観点が欠けているこの声明案には反対する。」

永井幸寿会員（兵庫県）「本宣言案に賛成する。本宣言には、被災地の復旧・復興の主体が被災者であることを十分に認識している記載がある。個々の被災者が、人間の尊厳を取り戻して自立できるようになることが復興であり、復興とは全てここから出発しなければいけない。阪神淡路大震災では、国は都市の復興のために巨額を投入したが、個々の被災者に対しては1円の現金も払わなかった。わが国は自由主義を建前としているから個人の資産形成のために資金は出せないということであった。しかし、被災者支援は資産形成のためではなく、被災状態を脱して公正な自由競争のスタートラインに立ってもらうためのものである。個人の尊厳と福祉国家を理念とする憲法13条、25条によって当然認められるべきものであり、この宣言案に書いてある人間の復興というのは、このようなことを意味するものと考えられる。被災者支援は、いくらやっても金にならないし有名にもならないが、被災者には喜んでもらえ、弁護士への信頼を生むこと

ができる。被災者支援は、弁護士活動の原点とも言えるものである。本宣言案は、被災者支援が今始まったばかりであることを確認し、弁護士及び弁護士会が常に被災者の側において、未永く被災者支援を行っていくことを宣言するものとして、私は賛成する。」

議長は時間の関係により討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第9号議案 宣言・決議の件「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

〔第9号議案〕 宣言・決議の件「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議（案）」

議長は、第9号議案のうち「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議（案）」を議題に供した。

中本和洋副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

多様化する価値観の中で営まれる市民の社会生活上の様々な法的問題に的確に対応できるような民事司法、社会的に弱い立場にある人々が不当な不利益を受けた場合に実効的な権利保障が図られるような民事司法、高度化、多様化、国際化する経済社会において、ルールに基づいた経済活動が営まれ、その過程で生じる様々な紛争がルールに基づいて適正な手続で迅速に解決されるような民事司法、このような民事司法が果たすべき役割の重要性に鑑み、その大幅な拡充に向けて、市民のために、また市民とともに、身近で頼りがいのある民事司法を実現する必要がある。第1に、民事司法改革諸問題について、政府関係諸機関に対し、強力な改革推進の取組を求めるとともに、これらの改革実施に必要とされる司法予算の大幅な拡大を求める。その中身は、裁判所の人的・物的基盤整備、アクセスの拡充、各種の立法提言を含む裁判制度の改革である。第2に、このような諸課題を推進するために、日弁連において取組体制を整備し、各弁護士会や市民団体等外部の意見を聴きながら、鋭意検討を進め、それぞれの検討状況に応じて適時提言を行う。第3に、民事司法改革に対応するため、弁護士自身の意識改革、業務態勢の改革に努めるほか、法曹養成や研修を含めた弁護士の能力の向上、つまりスキルアップに取り組む次第である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

京野垂日会員（秋田）「提案理由の35ページに弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会制度についての記載があるが、これに対応するのは26ページの(3)の証拠及び情報収集手順のように見受けられるが、そういう趣旨か。また、弁護士会照会制度についての改革は、この民事司法改革とセットで求めていくのか、弁護士会照会制度単独での改正も念頭に置いた運動をすべきというお考えなのか。さらに、2011年6月9日を過ぎると弁護士会照会制度施行60周年だが、これを機に会長声明又は決議等で運動を行っていくお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたい。」

中本副会長「証拠及び情報収集手順の拡充の中に23条照会による情報の収集は当然含まれている。改正の進め方については、それぞれ別になる可能性は十分ある。60周年を迎えて運動を進めるかということであるが、日弁連としては精力的に進めたいと考えている。」

藤井克己会員（福岡県）「本決議を作成するにあたり、司法制度改革審議会意見書を参照されているのか否か。次に、2009年7月に最高裁判所事務総局で、裁判の迅速化にかかる検証に関する報告書を公表しているが、この分析編の中の長期的要因として挙げられている各種の問題を検討された上でこの決議を作成されたのか。さらに、迅速化にかかる検証検討委員会がホームページで逐次討議結果を発表しているが、その中で民事裁判の改善施策に関する意見がいろいろ出されている。決議を作成するにあたってこれを参照されているのか否か、質問したい。」

中本副会長「司法制度改革審議会意見書をきちんと精査したかということについて、私はこれを何回も読んでいます。そのとき提言されたことで未達成の部分について、今回の提言に多く組み込んでいます。次に、2009年の迅速化の報告書について検討しているかということであるが、かなりの迅速化が図れてきているが専門訴訟等についてはまだ十分に達成されていない、長期化の要因としては争点整理がもう少し効率的になさることが必要でないか、というような意見であったかと記憶している。専門訴訟については、専門訴訟に対するスキルアップがこれから必要になってくると思っている。争点整理の迅速化を図るということについては、ある程度証拠収集の拡充がなされない限り難しいのではないかと考えています。さらに、ホームページ等で公表している内容について十分参照されたかということであるが、今回の提言の中には、現行法下での運用改善についても取り組まなければいけないということを述べている。」

藤井会員（福岡県）「司法制度改革審議会意見書では、専門員制度の導入、あるいは法曹の専門性強化、さらには執行制度の強化と行政に対する司法のチェック機能の強化といったことを言っている。これについての評価あるいは理由内における位置付けがこ

の決議案では不十分ではないかと思う。それから、2009年7月の最高裁の報告書は、既に運用の問題ではない、制度改革の要因を探るべきであるというスタンスで分析がなされており、裁判官等の不足を要因として挙げている。また、裁判官自体が専門的知識の習得とか法的調査体制が不足しているという指摘をしている。」

議長が質問なのか意見なのか確認を促した。

藤井会員（福岡県）「既に最高裁の検証検討会では、この迅速化の法律は人的・物的基盤整備法だということまで来ている。この決議内容がそういう情報を入れずに、あるいはそれとの関わり合いを考えずに、従来の日弁連の民事司法改革の流れに沿っただけの内容になっているのではないかと心配しているので、その点回答をお願いしたい。」

中本副会長「御指摘の点については、本提言にほとんどもれなく盛り込んでいる。」

黒木和彰会員（福岡県）「弁論準備手続を中心とする争点手続が形骸化しているという問題に対する改正諸課題は、どのようなものをお考えになっているのか。また、陳述録取制度の導入の是非について、積極・消極の両論をふまえて検討すべきであると書かれているが、これはどういうことを意味しているのか。」

中本副会長「弁論準備手続の形骸化については代理人の意識改革、すなわち書面を出すだけでなく、書面についてその場で主張するという訴訟のあり方について、もう一度原点に戻って反省し、実行していくことが必要と思っている。陳述録取制度の導入について、賛成論者は、相手方証人等に早く接近することができて争点整理に役立つし、無用な争いを続けることなく和解を促進するというメリットがあると言う。反対論者は、当事者がその費用を負担させられるということと、これを濫用するということになるのではないかと言う。現在日弁連では陳述録取制度を全面的に採用するのではなく、ある一定の条件の下に、ふさわしい事件について導入するかどうか等についても意見が交換されているため、曖昧な表現になっている。」

黒木会員（福岡県）「弁論準備手続の形骸化に対する対応として、新しい制度を導入する必要はない、代理人の意識をもう一度施行時に戻せばいいとお考えだということか。」

中本副会長「相手の手持ちの証拠が十分出なければ争点整理は進まないわけであるから、それが出る制度も併せて導入していかなければならない。ただ単に代理人が努力するだけではなくて、新たな制度を導入していくということも合わせて考えなければいけ

ない。」

及川智志会員（千葉県）「当連合会内に整備される新たな取組体制とはどのようなものか教えてほしい。また、刑事司法や法曹養成の分野と民事司法の分野を対比されているが、刑事司法や法曹養成の分野では司法改革において大きな前進があったということではよろしいか。それではよろしければ、どういう点において刑事司法や法曹養成の分野で大きな成果、前進があったのか教えてほしい。」

中本副会長「日弁連の民事司法改革推進本部設置準備ワーキンググループの意見によると、民事司法改革推進本部を設置するということである。この組織体制の基本的な考え方は、対外的アピール、旗頭になるような組織体制にすること、各弁護士会との連携が可能な組織体制とすること、推進力、統合力をもった組織体制にすること等である。次の質問については、まず刑事司法の分野においては、大きな改革として裁判員制度の創設である。法曹養成の分野ではロースクールの創設である。」

議長は、討論に入る旨を宣した。

京野会員（秋田）「われわれしか弁護士会照会について改正を言える人たちはいない。にもかかわらず、十分な取組が行われてきたのか疑問なしとしない。今回の決議の中にも付け足しのように記載されている。特に弁護士会照会制度施行60周年を迎えるこの時に言わないということは、常識では考えにくい。われわれが的確なアドバイスをするためにこの制度の充実が絶対に不可避であるから、この運動については、民事司法改革と一緒に行うのではなく、ぜひ個別に活動していただければと思う。」

藤井会員（福岡県）「民事司法改革は、若手会員に対する基礎的な支援基盤にもなるものだと思う。日弁連は新しい本部を新設して、取組を強化していただきたい。新しい本部では、裁判の迅速化にかかる検証に関する検討会の報告書及び進行状況を十分注視して、これとのリンクを図り、十分に情報をつかみながら検討を進めていただきたい。」

ここで議長が、時間の関係であらかじめ賛成討論の通告があった2名の会員については発言を御容赦いただき、次の発言で討論を終結する旨宣した。

松森彬会員（大阪）「一番大事なのは、裁判をした人がどう思っているかという声を最大限尊重することではないか。2000年と2006年にアンケート調査が行われたが、満足、やや満足という方は2割強しかない。利用しやすいかという問いに対しても、肯定された方はわずか2割強である。どういう解決策を打ち出すかは、学者ではなく弁

護士会がやるしかないのではないか。2つ目は、前の司法改革で、民事司法の分野は、大きな制度変更がなかった。日本の司法が、お金や人を投入しない小さな司法を長年にわたってつくってきたことが理由ではないか。弁護士会も、国民の強い不満に対して、十分なことはできていなかった。これを、今回の取組ではきちんと踏まえてやる必要があると思う。3つ目は、法律扶助、印紙代、弁護士費用保険、国民が一番求めている司法を利用するときのお金の問題にきっちり踏み込むということが、今回の改革にあたって一番大事なことではないか。」

及川会員（千葉県）「28ページの提案理由中の第2段落、しかしながらの次における、「今次司法改革において」から「あったのに比べ」までを削除するよう求める。ロースクールや裁判員裁判が改悪であったと考える者もたくさんおり、しかも、この部分がなくても全体の意味としてつながるのであるから、いろいろな意見を押しつづけて、これを入れるべきではない。もう一つは、民事司法改革に関して整備される新たな取組体制について、ぜひ透明性を持った民主的な組織にさせていただくようお願いする。」

議長「一部反対の御意見と承ったが、執行部、何か発言はあるか。御意見としてお聞きすればよいか。」

中本副会長「先ほど答えたとおりであるので、このままの文言でお願いしたい。」

議長は他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第9号議案 宣言・決議の件「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議（案）」は、賛成多数により可決された。

【第9号議案】 宣言・決議の件「取調べの可視化を実現し刑事司法の抜本的改革を求める決議（案）」

議長は、第9号議案のうち「取調べの可視化を実現し刑事司法の抜本的改革を求める決議（案）」を議題に供した。

竹之内明副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

2011年3月31日に検察のあり方検討会議の提言がなされ、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べ、特捜部等が取り扱う事件において、取調べの全過程を含む取調べの録音・録画の試行を行い、試行開始後

1年を目途として多角的な検証を実施し、その検証結果を公表すること等を提起した。この提言に基づき、江田法務大臣は、法制審議会に、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査、公判のあり方の見直し、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入等、刑事の実体法及び手続法の整備のあり方につき諮問する運びとなった。また、2011年5月24日、布川事件の再審無罪判決が言い渡された。布川事件確定判決は、警察の取調べの最終段階における自白録音テープに大きく影響を受けて自白の任意性を認めてしまったが、一部録音・録画の危険性を端的に示したものと言える。無罪であることを示す証拠がずっと隠されたままで推移し、無罪方向の証拠が開示されたのは第2次の再審請求後であった。証拠の全面開示の必要性を改めて示したものと言うべきである。今こそ冤罪を生み続けてきたわが国の刑事司法の構造を抜本的に改革すべき時であり、この段階で刑事司法改革の短期的に実現すべき課題を整理し、目標を明確にし、取組を強化しようというのが、本決議の目的である。

その課題を議案書40から41ページに整理した。1項は、遅くとも平成24年度の通常国会までに、被疑者取調べの可視化、取調べ全過程の録画の対象事件の範囲を段階的に拡大することを含め法制化することと触法少年調査の可視化である。2項は、このような法制化がなされるまでの運用について、取調べ調査の全過程の録画をできるだけ広範囲で実施することを求めるものである。3項は全面的証拠開示の実現であり、4項は冤罪の発生のもう一つの主要な原因である人質司法から脱却し、身体不拘束捜査の原則を具体化するための法改正と運用の改革である。5項は、被疑者国選弁護制度の対象事件を、身体拘束を受ける被疑事件全件に拡大するとともに、その対応段階への拡大、あるいは国費による当番弁護制度の創設により拡充を図るべきということであり、6項は、国選付添人制度の対象事件を少年鑑別所に収容されて身体拘束を受ける事件全件に拡大することである。当連合会は、これらの制度運用の改革を実現するため全力を挙げて取り組むことを決議していただきたく提案をする次第である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

田中会員（埼玉）「厚労省元局長無罪事件で行われたような検察官による証拠隠しを防止する規定とはなっていないと書いてあるが、証拠隠しという表現をすべきか。隠すというのとは違う行為が行われたというふうに認識しているが、いかがか。」

竹之内副会長「改ざんしたフロッピーディスクを返すことによって隠した、という理解でこのように表現している。」

居林次雄会員（山口県）「裁判員制度と同じように検察官を牽制する起訴陪審を創設することと、捜査段階の弁護士の立会権を保障することの二つを実現すれば冤罪は防げ

と思うが、こういう点の検討は進んでいるか。」

竹之内副会長「弁護人の立会権の問題は、法制審議会の中で審議されることになるだろうと考えている。大陪審制度の導入は検察官の起訴独占に対してきちんと検討しろということであろうと考えるが、身近な課題をまず実現しながら、それらの検討も併せて進めていきたい。」

野呂圭会員（仙台）「決議本文の中の冒頭で代用監獄の廃止が触れられているが、決議案の最後の提言部分では代用監獄の廃止だけ抜けているように思えるが、ここはどういうふうに評価すればいいのか。」

竹之内副会長「代用監獄の問題については、代用監獄施設を監視するような仕組み、捜査と身体拘束との分離がある程度進んでおり、また直ちに代用監獄を廃止できるような現状にはないように思う。その中で今短期的に実現すべき課題として掲げるのはいかがなものかという考えで主文には掲げていない。」

青木正芳会員（仙台）「冤罪の原因を解明するための第三者機関の設置について、具体的にどのようなところで、どのような形で議論して、裁判不提出記録をなくしていこうと考えておられるのか。」

竹之内副会長「自白中心主義の打破や証拠開示等、新しい刑事司法を構築するという目的の下で法制審議会で議論されると聞いており、その中での一つの課題になるのではないかと考えており、そうした方向で推進していきたいと考える。」

議長は、他に質疑がないことを確認した上、質疑を打ち切り、討論に入る旨を宣した。

前田邦博会員（東京）「私は修正動議を出させていただく。決議案の第1行目に「違法不当な取調べが繰り返され」と書いてある部分を抹消。それから2行目に「多くの冤罪が生み出され」の「多くの」というところを抹消。検察を含めた捜査機関で違法不当な取調べが毎日のように繰り返されているような書き方は世の中に誤解を与えると思うので、削っていただくのが相当ではないかと思う。」

議長は、前田会員の意見に対する執行部の意見を確認したところ、修正の意思がなかったことから、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

議長は討論を継続した。

横山慶一会員（青森県）「日々刑事弁護をやっている中で、取調室の中でどういうことが行われているのか。被疑者から聞いて不当な取調べがあるたびに、警察官や検察官に電話で抗議をしたり、内容証明を出しても、最終的には弁護人のいないところで力負けをして調書を取られてしまう。そのことを裁判になってから訴えても、証人で警察官や検察官を呼んでも、そういう言い方をしたことはない、こういう趣旨で発言をしたんだというような言い方をしたりして、事実を隠してしまう。そうすると裁判官は、意外と簡単に検察官や警察官の言うことを聞いてしまう。しかし、取調べの可視化が実現されれば、そこでどういう取調べがなされているのかが検証できる。そうすると、いかに国に甘い裁判官でも、そう簡単には任意性や信用性を認めてくれないはずである。一日も早く取調べの可視化を実現すべきだと思う。」

岩本朗会員（大阪）「大阪弁護士会では、2007年に当番付添人制度がスタートしたが、平成22年度の実績は、法律援助制度を利用して付添人になった事件の数が599件だったのに対して国選付添人の数は45件にとどまっている。なぜかという、対象が重大事件に限られているからである。大阪弁護士会の場合には、2万円から10万円の範囲で上乘せ支給をしている。それが600件あるわけであるから、弁護士会の財政負担というのも決して軽く見ることはできない。ぜひ国選付添人の範囲を、少なくとも身体拘束を受ける、鑑別所に収容されている少年の全件に拡大するようにしていただきたい。」

議長は討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第9号議案 宣言・決議の件「取調べの可視化を実現し刑事司法の抜本的改革を求める決議（案）」は、賛成多数により可決された。

続いて議長は、「平成22年度会務報告の件」に関して質疑を諮ったが、他に質疑がないことが確認されたため、質疑応答の終了を宣した。

宇都宮会長から、次のとおり挨拶があった。

大変議案が多く、しかも宣言・決議が3本という非常にタイトな中、活発な議論をしていただき、いずれの議案も圧倒的多数で採択された。今日の決議を受けて、今年度の執行部は、東日本大震災及び原発事故の被災者の救済と被災地の復旧・復興支援を最重点課題として、会員の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っている。さらに、民事

司法改革と刑事司法改革は、非常に差し迫った課題である。また、従来日弁連が取り組んできた課題が、今や実現間近になっている。この点についても、総力を挙げて取り組んでいきたいと思っている。また、政府の法曹の養成に関するフォーラムで給費制の問題、法曹養成、法曹人口の問題が取り上げられることになっている。

今年は司法制度改革審議会の意見書が出され改革が始まってから10年目の節目の年である。日弁連は現状を踏まえて、市民の目線で第二次司法改革を進めていき、問題が生じている点について大胆に修正を図っていきたいと思っている。こういう取組について、会員の皆さんの一層の御支援、御協力をお願いしたい。

以上をもってすべての議事が終了し、議長が散会を宣し、第62回定期総会は閉会した。

以上
(調査室囑託 柳澤 崇仁)